

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課	
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値		
1	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	① 男女共同参画プランの広報・普及	○	窓口、セミナー等開催時にプラン冊子、チラシ等を配布した。その他、コロナ禍のため講演会等が中止となる影響もあったが、その分関係機関・団体への通知等の際に、チラシ・冊子などを同封して約1200枚配布した。	セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布	リーフレット等配布数 1,000枚	セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布	リーフレット等配布数 1000枚	人権課
2	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	② 講演会・講座など研修の開催	○	三豊市男女共同参画セミナーを開催【日時】令和3年2月21日(日)【場所】市民交流センター【講師】弁護士(田岡・佐藤法律事務所)佐藤倫子氏【演題】ジェンダー平等社会を目指して～女性弁護士からみた日本の現状～【参加者数】79名新型コロナウイルス感染症が終焉しない中、感染対策を行った上で開催した。施設収容上限のため参加者減だが、目的は達成された。	男女共同参画セミナーの開催。	セミナー参加者数 150名	経営者向け女性活躍推進セミナーの開催(2回)	セミナー参加者数 30名×2回	人権課
3	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	③ 家庭・地域・職場における固定的役割分担の見直しに関わる啓発	○	セミナーは会場の人数制限があり79名だったが、広報みとよでもコラムとして啓発し、目標は達成された。	男女共同参画セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。	セミナー参加者数 150名	広報、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。	セミナー参加者数 30名×2回	人権課
4	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	④ 「男女共同参画週間」にあわせた啓発事業の実施	○	広報みとよ6月号、HPに概要を掲載し、周知啓発を行った。	広報やホームページにて、週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。	広報掲載 6月号に1回掲載	広報やホームページにて、週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。	広報掲載 6月号に1回掲載	人権課
5	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	⑤ 高校生に対する意識啓発	×	AV出演強要・JKビジネス問題等啓発についてホームページで周知したが、各校への情報発信(チラシ等配布)はできていない。	AV出演強要・JKビジネス問題等への意識啓発・情報発信を行う	市内4校へ情報発信 4校×2回	AV出演強要・JKビジネス問題等への意識啓発・情報発信を行う	広報、HP掲載 4校×2回	人権課
6	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	⑥ 市民団体等が行う男女共同参画推進事業に対する支援	○	男女共同参画推進ネットワーク会議への補助、活動支援及び、三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金交付を3団体に行った。	三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	補助団体数 3団体	三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	補助団体数 3団体	人権課
7	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	① 情報、資料提供の場の設置	○	国や県の資料、事業等についての情報提供をホームページで行った。(6月と9月に更新)	国や県等の情報について、ホームページで広く周知する。	HP更新回数 2回	国や県等の情報について、ホームページで広く周知する。	HP更新回数 2回	人権課
8	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	② 市ホームページや広報誌・パンフレットなどによる情報提供	○	広報みとよにて「目指せ男女共同参画社会(No.71～78)」の掲載、ホームページにて各種情報提供を行った。	広報やホームページでの男女共同参画コーナーの充実・国や県などのパンフレット等の配布。	広報掲載 3回以上	広報やホームページでの男女共同参画コーナーの充実・国や県などのパンフレット等の配布。	広報掲載 3回以上	人権課
9	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	③ 市民団体が行う情報発信の支援	×	新型コロナウイルスの感染拡大により、加入団体等のイベントが縮小されたこともあり、周知することができなかった。	三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等の情報収集及び周知	情報発信 3回以上	三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等の情報収集及び周知	情報発信 2回以上	人権課
10	I	意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	④ 男女共同参画に関するライブラリーの充実(DVD・資料などの収集)	○	図書資料(一般書・児童書あわせて33冊)を購入した。	DVD・資料などの整備状況について確認し、必要に応じて購入する。	担当館にてDVDや資料の購入 1冊以上	DVD・資料などの整備状況について確認し、必要に応じて購入する	担当館にてDVDや資料の購入 1冊以上	生涯学習課(図書館)
11	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	△	多様な選択肢の中から自分の生き方を考えるきっかけとなる道徳や学活の授業を各校年1回以上行った。	視野を広く持ち、多様な選択肢の中から自らの生き方考えるきっかけとなるキャリア教育の実施	授業の実施 年間3回以上	視野を広く持ち、多様な選択肢の中から自らの生き方考えるきっかけとなるキャリア教育の実施	授業の実施 年間3回以上	学校教育課
12	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	① 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進	○	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念を払拭し、遊びや活動のグループ分け、ボール等の色の選択など個人の思いを最優先した。例えば、ボール・ピアニカ容器など、赤、青に分けていたものは止め、それぞれに選んでもらっている。	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念にこだわらない指導に取り組む。	児童に対する指導 随時	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念にこだわらない指導に取り組む。	児童に対する指導 随時	保育幼稚園課
13	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	② 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進	○	男女平等の視点から行事や委員・係等の役割分担を行っている。	男女混合名簿の作成等、男女平等の視点からの環境整備や行事等での役割分担の推進	職員研修 1回以上	男女混合名簿の作成など、男女平等の視点に立った環境整備や、行事等での役割分担の推進	職員研修 1回以上	学校教育課
14	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	③ 地域の大学と連携した男女共同参画の推進	×	インターンシップ協定を令和2年度も締結したが、新型コロナウイルスの影響で、学生支援員の応募が無く、インターンシップを行うことが出来なかった。	インターンシップ協定を今年度も締結した。一人でも多くの学生に参加してもらうように、募集案内を作成して、周知していく。	-	インターンシップ協定を今年度も締結した。一人でも多くの学生に参加してもらうように、募集案内を作成して、周知していく。	-	子育て支援課
15	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	④ 保育所・幼稚園のこども園への一元化の検討	○	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討した。R3.4.1開園に向けた検討会等:8・10・12・1月(月1回)2・3月(月2回)計8回	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討する。	-	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討する。	-	保育幼稚園課
16	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑤ 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及	○	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、「生活調べ」の結果を通して、家庭で一緒にできるような工夫をした。	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭と一緒にできるような工夫をする。	保護者への啓発 年1回以上	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭と一緒にできるような工夫をする。	保護者への啓発 年1回以上	保育幼稚園課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課			
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値				
17	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑤ 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及	○	家庭科の授業を通じ、家庭・地域の一員として、どのようなことができるかを考えさせた。	家庭科の授業を通じ、家庭の仕事性を性差ではなく、家庭・地域の一員として進んで行う実践力の育成	授業の実施	年間1回以上	家庭科の授業を通じ、家庭の仕事性を性差ではなく、家庭・地域の一員として進んで行う実践力の育成	授業の実施	年間1回以上	学校教育課
18	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑥ 保護者を通じた男女共同参画の推進	×	新型コロナウイルス感染防止のため、保護者対象の講演会や研修会を開催できなかった。	保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	講演会や研修会の開催	年1回以上	保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	講演会や研修会の開催	年1回以上	保育幼稚園課
19	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑥ 保護者を通じた男女共同参画の推進	△	市内全校、学校だより等を通して、男女共同参画意識の啓発を行った。(年1回以上)	学校で取り組んだ内容の学校だより等での発信。 個性や能力を活かしたPTA活動の実施。	学校だより等掲載	年間2回以上	学校で取り組んだ内容の学校だより等での発信。 個性や能力を活かしたPTA活動の実施。	学校だより等掲載	年間2回以上	学校教育課
20	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑦ 学校における男女共同参画の推進	○	男女が協力し、児童生徒主体による学級活動や行事等を実施した。	児童や生徒に対し、男女が協力して学級や学校での生活を充実・向上させるための行事や活動の実施。	運動会・文化祭・生徒会選挙等行事の実施	3回以上	児童や生徒に対し、男女が協力して学級や学校での生活を充実・向上させるための行事や活動の実施。	運動会・文化祭・生徒会選挙等行事の実施	3回以上	学校教育課
21	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	① 男女共同参画研修への男性参加の推進	△	新型コロナウイルスの感染拡大により、セミナー等の企画、他市町での講演会の紹介が十分にできなかった。 三豊市男女共同参画セミナー 男性参加者数:25名(31%)(全体:79名)	男性にも参加しやすいセミナー等の企画、他市町での講演会の紹介	男女共同参画に関するセミナー等の男性参加者数	30名	男性にも参加しやすいセミナー等の企画、他市町での講演会の紹介	男女共同参画に関するセミナー等の男性参加者数	30名(150名の内20%)	人権課
22	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	① 男女共同参画研修への男性参加の推進	○	コロナ対策により中止となった講座もあったが、公民館活動の中で、料理教室や合唱、読み聞かせ等男性の参加を推進する幅広い内容の講座の企画・運営が行えた。	男性を対象とした公民館講座等を開催し、男性の参加を推進する。	男性対象の公民館講座の開催	2回	男性を対象とした公民館講座等を企画・開催し、男性の参加を推進する。	男性対象の公民館講座の開催	2回以上	生涯学習課
23	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	② 各種団体への情報提供	○	三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議の登録団体をはじめ関係機関・団体へ国や県等の情報提供を行った。例えば、香川県男女共同参画協働事業講演会、日本女性会議2020あいち刈谷、オリブ通信など	県や国からの情報を積極的に団体へ提供する。	情報発信	3回以上	県や国からの情報を積極的に団体へ提供する。	情報発信	3回以上	人権課
24	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	② 各種団体への情報提供	○	毎年高瀬町公民館で開催していた、男女共同参画講演会はコロナの影響を受け中止となったが、県や国からの啓発ポスターを施設内に掲示し、情報提供に努めた。	ポスターの掲示を行ったり、男女共同参画講演会等への参加を公民館活動の中で行う。	男女共同参画に関する公民館行事の開催	1回	ポスターの掲示を行ったり、男女共同参画講演会等への参加を公民館活動の中で行う。	男女共同参画に関する公民館行事の開催	1回以上	生涯学習課
25	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	③ 世代間交流を含めた青少年の生涯学習の充実	○	子ども会では、「子ども広場」を年間3回開催(うち2回はコロナ禍で未実施)し、男女を問わず交流活動の場を提供している。町子連活動や校区子連活動には、ジュニアリーダーや育成者の参加があり、世代間交流の場としても機能している。	子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進する。	世代間交流のある活動	1回以上	子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進する。	世代間交流のある活動	1回以上	生涯学習課
26	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	④ 図書館における男女共同参画に関する啓発	○	みとよ未来図書館で男女共同参画に関する企画展示として、行事名:「男女共同参画社会inみとよ未来図書館」を令和2年11月17日から11月23日まで実施した。	男女共同参画に関する本の展示・貸出を行う。	担当館にて展示の実施	1回以上	男女共同参画に関する本の展示・貸出を行う。	担当館にて展示の実施	1回以上	生涯学習課(図書館)
27	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	① 教育関係者の男女共同参画の意識の向上	○	校内研修や、個性や能力を活かした分掌による日々の校務の中で、男女共同参画の意識の向上を図っている。人権教育指導員を配置し、学校での人権教育に関する指導を実施している。また、児童生徒一人一人の個性や能力を尊重した個別最適な学びを推進している。	個性や能力を活かせる校務分掌等の役割分担。男女共同参画意識を高めるための研修の実施。	職員研修	1回以上	個性や能力を活かせる校務分掌等の役割分担。男女共同参画意識を高めるための研修の実施。	職員研修	1回以上	学校教育課
28	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	② 男女共同参画を推進する教材の選定	○	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用した。紙芝居には、「ふわふわことばとげとげことば」「だからおいしい」「八丁岩のこだぬき」など8作品ある。	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用する。	紙芝居の活用	年1回以上	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用する。	紙芝居の活用	年1回以上	保育幼稚園課
29	I	意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	② 男女共同参画を推進する教材の選定	○	学級担任、図書担当職員、学校図書館司書で「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画にふさわしい教材の選定を行った。	「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関する教材の選定	-	-	「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関する教材の選定	-	-	学校教育課
30	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(1) 政治への女性参画の拡大	① 議会だより・ホームページや議会議中継による啓発	○	女性を含めた全市民を対象に「市民に開かれた議会」を目指し、各媒体で情報発信等の啓発活動を行った。 ・議会だよりを4回発行 ・定例会議録、政務活動費等をHPに掲載 ・本会議及び予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継等	本会議及び予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継	中継割合	100%	本会議、予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継	中継割合	100%	議会事務局

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課			
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値				
31	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(1) 政治への女性参画の拡大	② 新成人に向けた啓発も含めた選挙投票の推進	○	成人式において、新成人に政治選挙にかかるパンフレットを配布した。(女性選挙管理委員1名)	成人式において、新成人に政治選挙にかかるパンフレットを配布する。(女性選挙管理委員1名)	新成人	500名	成人式において、新成人に政治選挙にかかるパンフレットを配布する。(女性選挙管理委員1名)	新成人	500名	総務課
32	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	① 各種審議会・委員会に占める女性の比率の公表と女性委員登用の呼びかけ	△	広報みとよ2月号にて庁内の女性委員比率を公表(割合:22.6%)。女性委員が減となった審議会等には、委員登用の呼びかけを実施。	各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけ及び女性委員比率の広報での公表	審議会等の女性委員の割合(令和2年度)	28%	各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけ及び女性委員比率の広報での公表	審議会等の女性委員の割合(令和3年度)	23%	人権課 全庁各課
33	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	② 特定事業主行動に基づく取組の推進	○	毎月、夏季休暇の取得状況を庁内に周知し、取得推進を行った。また時差出勤・在宅勤務の制度の整備を行った。	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、休暇や育児休業の推進、時差出勤、在宅勤務等の制度の整備を行う。	年次有給休暇、特別休暇の取得推進	情報発信3回以上	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、休暇や育児休業の推進、時差出勤、在宅勤務等の制度の整備を行う。	年次有給休暇、特別休暇の取得推進	情報発信3回以上	人事課
34	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	③ 職員に対する人材育成、研修の実施	×	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初計画していた研修については外部講師を招いた研修を実施しなかった。	事務ミス防止やマニュアル作成研修等業務の効率化を通じて、市民満足度の向上を図るための研修を行う。	主任級以下を対象とした研修を開催	3回程度	公務員としての人権意識の向上を図るための研修を行う。	主任級以下を対象とした研修を開催	6月から1月まで月1回程度	人事課
35	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	③ 職員に対する人材育成、研修の実施	○	県が行う講演会やセミナー(香川県男女共同参画協働事業講演会等)について、随時庁内掲示板等で周知を行った。	県等が実施する事業を庁内で周知する。	庁内への周知	5回以上	国・県等が実施する事業を庁内で周知する。	庁内への周知	3回以上	人権課
36	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	④ 女性職員の管理職への登用の推進	◎	女性職員管理職1名の定年退職に伴い、新たに4名を管理職へ登用し、女性の管理職割合は18.9%となった。	人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を行い、登用に繋げていく。	女性管理職	R元年度実績13.7%以上	人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を行い、登用に繋げていく。	女性管理職	R2年度実績18.9%以上	人事課
37	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	⑤ プロジェクト参画への推進	○	組織再編に伴い政策的部署に若手女性職員の配置を行った。(R2.4.1時点:4名/政策部:37名(再任用・会計年度任用職員・外部人材除く))	政策的重点施策セクションに継続的に若手女性職員を配置し、女性目線の提言を受け住みやすいまちづくりを推進する。	政策的部署への女性職員の配置	継続	政策的重点施策セクションに継続的に若手女性職員を配置し、女性目線の提言を受け住みやすいまちづくりを推進する。	政策的部署への女性職員の配置	継続	人事課
38	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(3) 企業や団体における女性参画の推進	① 性別にとらわれない採用・配置・昇進の促進の啓発	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
39	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(3) 企業や団体における女性参画の推進	② ポジティブ・アクションの促進	○	広報8月号にて、女性の活躍推進法に基づき認定される「えるぼし」について紹介。内閣府の女性応援ポータルサイトをホームページで周知。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等を紹介する。	HP更新回数	3回以上	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等を紹介する。	HP更新回数	2回以上	人権課
40	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	① 女性にも配慮した相談窓口の設置	○	支所災害対策本部の住民班において女性職員を配置している。	災害発生時の相談窓口女性職員を配置する。	-	-	災害発生時の相談窓口女性職員を配置する。	-	-	危機管理課
41	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備	○	自主防災組織に女性役員の登用を促し、女性の役割分担を行った。	自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	女性役員登用の自主防災組織の割合	50%	自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	女性役員登用の自主防災組織の割合	50%	危機管理課
42	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	③ 女性消防団による活動の推進	○	コロナ禍により市主催訓練が中止となったため、防災講演や研修会へ出向き、市民等の防災意識の向上に努めた。	土砂災害訓練等に参加し、啓発を行う。	市主催訓練への参加	2回	各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。	市や自主防災組織主催訓練への参加	2回	危機管理課
43	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	④ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大	○	市防災会議委員に概ね30%の女性委員を委嘱し、市地域防災計画等の策定に女性の視点による意見をいただくこととしている。	市防災会議委員に女性を委嘱する。	女性委員の割合	30%	市防災会議委員に女性を委嘱する。	女性委員の割合	30%	危機管理課
44	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	① 地域で働く女性のネットワークづくり	×	商工会に交付した商工会補助金で、商工会女性部の活動は支援し、研修事業や地域活性化事業を行う予定であったが、コロナ禍により活動自粛	ネットワークづくりのための研修事業等を実施する。	研修事業	1回以上	ネットワークづくりのための研修事業等を実施する。	研修事業	1回以上	産業政策課
45	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	② 自治会等地域役員への女性参画の推進	○	窓口に啓発チラシを設置した。	窓口にリーフレット設置、地域活動団体へ啓発リーフレット、グッズを配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)	7団体	窓口にリーフレット設置、地域活動団体へ啓発リーフレット、グッズを配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)	7団体	地域戦略課
46	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	③ 地域活動におけるリーダーの育成	◎	かがわ男女共同参画推進員は、男女共同参画推進ネットワーク会議の幹事として会員とともに各種活動を実施した。(参加率90%)	かがわ男女共同参画推進員について、男女共同参画事業への積極的な参加を呼びかける。	推進員の男女共同参画事業参加率	70%	かがわ男女共同参画推進員について、男女共同参画事業への積極的な参加を呼びかける。	推進員の男女共同参画事業参加率	70%	人権課
47	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(6) 地域おこし・まちづくり・観光・文化等を通じた地域経済活性化の推進	① 女性の感性を生かした観光事業の推進	○	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かしている	女性の観光事業者にヒアリングを行い、三豊の観光のあり方を協議する。	ヒアリング	1回以上	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす	ヒアリング・事業者交流会	1回以上	産業政策課
48	II	参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(6) 地域おこし・まちづくり・観光・文化等を通じた地域経済活性化の推進	② 歴史や文化を通じた女性の交流の場づくり	○	コロナ対策により中止となった講座もあったが、公民館活動の中で年間を通じ女性を対象とした様々な講座の企画・運営が行えた。	公民館講座や活動で女性を対象とした歴史や文化に関する講座等を開催し、交流の場を提供する。	女性対象の歴史等に関する公民館講座の開催	2回	公民館活動の中で女性を対象とした講座の充実を図り、歴史探訪や文化講座等の企画・運営を行う。講座を通じ、交流の場を提供する。	女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催	2回以上	生涯学習課

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課				
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値					
49	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	① 学童保育(放課後児童クラブ)の充実	◎	新型コロナウイルス対策を講じて研修を4回実施した。参加人数は、延べ159名と目標を達成し、また、新規で人権研修を行い、支援員の見識を広げることができた。	研修ではスキルアップとともに、幅広い見識を持てるようなプログラムを企画していく。	研修の案内を各クラブに周知する。	120名	研修ではスキルアップとともに、幅広い見識を持てるようなプログラムを企画していく。	研修の案内を各クラブに周知する。	120名	子育て支援課	
50	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	② 育児相談事業の充実	△	コロナ禍のため発達支援教室(おひさま・なかよし)1回のみ開催、地域子育て支援拠点での育児相談は見合わせた。社会的必要性から就学前個別相談101回開催(実人数139人、延人数246人)就学後個別相談5回開催(実人数18人、延人数29人)	新型コロナウイルスの関係で発達支援教室の開催は見合わせている。個別相談は予定通り実施。小学生の個別相談も新たに始まる。つどいの広場での育児相談は見合わせ中。	発達支援教室 個別相談 育児相談	18回 125回 6回	コロナの感染拡大状況をみながら発達支援教室、個別相談は予定通り実施。小学生の個別相談も実施。つどいの広場での育児相談は見合わせ中。	発達支援教室 個別相談 育児相談	21回 106回 36回/年	子育て支援課	
51	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	③ 地域子育て支援拠点事業の充実	△	令和2年度は意見交換会等の開催を見送った。新型コロナウイルス感染症対策を行い、交流等を実施した。	新型コロナウイルスの関係で開催が難しい可能性があるが、3密を避ける工夫をしながら、できる限り意見交換及び交流等を実施する。	-	-	-	新型コロナウイルスの関係で開催が難しい可能性があるが、3密を避ける工夫をしながら、できる限り意見交換及び交流等を実施する。	-	-	子育て支援課
52	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	④ ファミリー・サポート・センター事業の充実	○	コロナ禍にありながら、利用件数は増えた。利用内容としては、学童保育や幼稚園・保育所の送迎が多い。支援を担うまかせて会員養成講座は新型コロナウイルス感染症予防のため、仕様を変更し実施した。	利用件数が増える中、支援を担うまかせて会員への登録を会報や広報、HP等で呼びかけていく。	会報、広報及びHP掲載	2回以上	支援を担うまかせて会員の登録を増やすため、会報や広報、HP等で呼びかける。	会報、広報及びHP掲載	2回以上	子育て支援課	
53	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑤ 延長保育等の検討	○	民間保育施設での延長保育が開始され、各施設での保護者の様子や利用状況等を令和3年3月作成「みとよすく子育てサポートプランII」の調査によるニーズを把握した上で、指導監査の際に聞き取りし、市民ニーズの把握に努めた。	民間保育施設での延長保育が開始され、利用状況等、市民ニーズの把握に努める。	-	-	-	民間保育施設での延長保育について、各施設での保護者の様子や利用状況等を職員に聞き取りし、市民ニーズの把握に努める。	-	-	保育幼稚園課
54	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑥ 市内保育所における保育士の確保	○	県外からの1名の申請があり、本市正職員として採用され、定住・就労に貢献した。令和2年度から施行した会計年度任用職員制度により離職率が減少し、保育士不足が解消しつつある。	複数申請され、本市での雇用に繋げていくため、制度周知に努める。	申請件数	2件以上	会計年度任用職員制度により離職率が減少し、保育士不足が解消しているため、三豊市保育士確保・定住促進事業についてR3年度予算計上していない。	-	-	保育幼稚園課	
55	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑦ 地域と子ども、子ども同士のふれあい事業の推進	○	こどもの居場所づくりに対し助成金の交付を行うとともに、立ち上げから運営に係る相談に随時対応した。年3回情報交換会を開催し、こどもの居場所運営者同士の交流や意見交換、勉強会を行った。また、託児ボランティア派遣や地域の子育てサロンへの助成を継続して行った。	こどもの居場所づくりを推進し、活動支援や相談に応じる。また、活動者の情報交換の場を設ける。	情報交換会	2回以上	こどもの居場所、子育てサロンの実施について新型コロナウイルス禍での工夫した取り組みの紹介やオンラインを活用して研修を実施するなど、継続できるよう支援する。	情報交換会	2回以上	福祉課 (社会福祉協議会)	
56	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(2) 介護・看護・介助者支援の充実	① 地域包括支援センターや高齢者介護サービスの充実	○	地域包括支援センター1ヶ所とプランチ1ヶ所を設置しており、住民の身近なところで相談を受けられる体制を整備している。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施(新型コロナ感染防止のため84回中41回中止)。その他、電話等の個別相談には随時対応している。総合相談件数は、延べ2342件である。	住民の身近なところで相談を受けられる体制整備をする。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施し、その他、個別相談には随時対応する。	高齢者あんしん相談の実施	毎月7回(市内7ヶ所1回ずつ)	住民の身近なところで相談を受けられる体制整備を行う。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施。電話等個別相談については、随時対応する。	高齢者あんしん相談の実施 随時相談の実施	毎月7回(市内7ヶ所) 随時対応	介護保険課	
57	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(2) 介護・看護・介助者支援の充実	② 男女が協力して介護を行うための意識啓発の推進	×	介護家族教室を2事業所に委託したが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、実施していない。	・家族介護教室について引き続き男女問わず参加できるように周知する。 ・介護者同士の交流ができるように委託して実施。	家族介護教室の参加人数	25人	委託先に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼する。 介護支援専門員を通して、介護者に意識啓発を行う。	在宅介護者数	140名	介護保険課	
58	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	① 男性料理教室の開催	○	・高齢者の低栄養予防等、あらゆる世代への講習会の実施。(感染症予防のため、料理教室は開催なし) ・食生活改善推進員養成講座に受講を呼びかけ、受講後、三豊市食生活改善推進協議会に入会。(普及活動を三豊市食生活改善推進協議会に委託)	男性の料理教室を開催し、料理の作り方や食生活の改善点を知ってもらう。	講習会	22回	生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を知ってもらう。	講習会	22回	健康課 (社会福祉協議会)	
59	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	② 介護予防・家族介護教室の充実	△	保健師や社会福祉士、理学療法士等の専門職員による介護予防事業を実施。脳きらり教室32回(新型コロナウイルス感染防止のため38回中止)実施、延べ392人参加。みとよ元気運動塾52回(新型コロナウイルス感染防止のため36回中止)実施、延べ854人参加。家族介護教室は、新型コロナウイルス感染防止のため中止。	・保健師、社会福祉士、理学療法士の専門職員による介護予防事業の実施。 ・家族介護教室は男女問わず参加できるように継続する。	参加人数 脳きらり教室 みとよ元気運動塾	1,500人 2,200人	保健師、社会福祉士、理学療法士の専門職員による介護予防事業の実施。家族介護教室を継続して実施。男女問わず参加できるように周知する。	参加人数 脳きらり教室 みとよ元気運動塾 家族介護教室	1,500人 2,200人 20人	介護保険課	
60	II	参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	③ 子育てに関する学習会の開催	○	健診では、新型コロナウイルス感染症対策を行い、個別に丁寧に関わり、月齢に応じた子育てに関する情報提供ができた。密になることを避けるため健診等に来所する保護者は父母のどちらかとなった。	講演会の予定は無いが、健診時等に個別の対応で月齢に応じた子育てに関する情報を提供する。	-	-	-	健診時等に個別の対応で月齢に応じた子育てに関する情報を提供する。	-	-	子育て支援課

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標		基本的施策		具体的施策		事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標			令和3年度の取組内容・事業目標			担当課
								実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
61	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(3)	あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	④ 授業参観などへの参加の促進	○	新型コロナウイルスの感染防止のため、お父さん(お母さん)先生については実施できなかったが、保育参観については、密にならないように例年より実施期間の日数・時間を広げ開催し、分散することで参加者増に努めた。	保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。また、対象を広げ祖父母などの参加を促していく。	-	-	保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。また、対象を広げ祖父母などの参加を促していく。	-	-	保育幼稚園課
62	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(3)	あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	④ 授業参観などへの参加の促進	○	新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、オンラインも活用しながら行事や授業の参観を行った。	誰でも授業・保育参観ができるような家族参観の実施。	授業・保育参観の実施	3回以上	オンライン配信を活用するなど、誰でも授業・保育参観ができるような家族参観の実施。	授業・保育参観の実施	3回以上	学校教育課
63	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(4)	地域活動や環境保全活動などへの参画促進	① ボランティア活動、市民活動団体の情報収集と発信	○	みとよ社協だより「しちふく」やHPを活用してボランティア情報を発信し、併せてボランティア保険加入を促進した。また、各種助成やボランティア講座への働きかけ等を行う中で情報収集や情報交換を行った。	ボランティア保険加入を通じた情報収集、広報しちふくへの掲載方法の検討及び専用サイトへの掲載	広報掲載及びHP更新	4回以上	ボランティア保険加入や各種助成事業、講座等を通して情報収集を行うとともに、広報しちふくやHPを使い、広く情報を発信する。	広報誌掲載及びHP更新	4回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
64	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(4)	地域活動や環境保全活動などへの参画促進	② ボランティア活動への参加促進	○	ホームページを活用し、講座の案内やボランティアの募集を行った。分かりやすい情報発信の方法を検討し、参加促進に取り組んだ。	ボランティアセンター専用サイトの効果的な運用を目指す	ボランティア情報更新	4回以上	事業や講座終了後、希望者にはボランティア登録を促進する。また、ボランティアの参加申込にはインターネットも活用し、参加しやすい環境づくりを行う。	ボランティア情報更新	4回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
65	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(4)	地域活動や環境保全活動などへの参画促進	③ 環境保全活動の情報発信と活動支援	○	・ボランティア清掃団体等へごみ袋の配布して支援を行った。 ・イベント時にダンボールコンポストを配布して啓発を行った。	・ボランティア清掃団体等への支援及び周知による啓発 ・ダンボールコンポストのイベント配布等による周知及び推進	-	-	・ボランティア清掃団体等への支援及び周知による啓発 ・ダンボールコンポストのイベント配布等による周知及び推進	-	-	環境衛生課
66	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(5)	働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	① 家庭・地域生活と職業生活の両立を支援する事業所(ファミリーフレンドリー企業)の取り組みの紹介	○	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	人権課
67	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(5)	働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	② 企業や組織のトップに対し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進	△	新型コロナウイルスの感染拡大により、開催されるセミナー・講演会等の減少したため、1回のみ紹介した。	商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを紹介する。	情報発信	3回以上	商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを紹介する。	情報発信	3回以上	人権課
68	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(5)	働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	③ イクボスに関する情報の周知	○	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	人権課
69	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(5)	働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	④ 女性活躍推進法に関する情報の周知	○	女性活躍推進法の概要について、ホームページ等で市内事業所等に周知した。	女性活躍推進法の概要について、ホームページ等で市内事業所等に周知する。	HPで周知	1回	女性活躍推進法の改正概要について、ホームページ等で市内事業所等に周知する。	HPで周知	1回	人権課
70	II	参画の推進	4	家庭・地域生活と職業の両立支援	(5)	働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	⑤ 育児・介護休業の取得しやすい環境づくりの啓発	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
71	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1)	女性の職業能力の開発	① 国や県など関係機関における講座情報の提供	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
72	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1)	女性の職業能力の開発	② ハローワークと連携した女性の職業能力開発への支援	○	啓発チラシをハローワークから徴し、本市「子育て支援課」にて頒布した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
73	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2)	職域の拡大と就業支援	① 再就職のための研修会に関する情報提供	○	創業塾、よろず支援拠点三豊サテライトの開催を広報誌、防災行政無線放送で周知し、ハローワークの求人情報を企業・創業支援ポータルサイトで掲載した。	創業塾等の開催やハローワークの求人情報等を周知する。	情報発信	1回以上	創業塾等の開催やハローワークの求人情報等を周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
74	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2)	職域の拡大と就業支援	② 非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針の広報・啓発	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
75	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2)	職域の拡大と就業支援	③ 創業に関する支援	○	創業塾の開催、創業に関する相談窓口(よろず支援拠点、商工会等)、国・県等の創業に対する補助金等の情報を、企業・創業支援総合ポータルサイトに掲載した。 ・創業塾…受講者43名	創業塾の開催	創業塾	2回 受講者40名以上	創業塾の開催	創業塾	2回 受講者40名以上	産業政策課
	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3)	労働条件・環境の整備	① 「事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金」の周知	△	令和元年度で事業終了	令和元年度で事業終了	-	-	令和元年度で事業終了	-	-	子育て支援課
76	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3)	労働条件・環境の整備	② 労働に関する相談窓口の周知	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
77	II	参画の推進	5	雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3)	労働条件・環境の整備	③ 市内における「一般事業主行動計画」策定の推進	○	商工会等を通じて、市内企業に一般事業主行動計画策定のための概要リーフレット、それに伴うアドバイザー派遣事業を紹介した。 市役所内における男性職員の育児休業取得率 25.0%	商工会等を通じて、一般事業主行動計画策定のためのアドバイザー派遣の情報提供を行う。	情報発信	3回以上	商工会等を通じて、一般事業主行動計画策定のためのアドバイザー派遣の情報提供を行う。	情報発信	3回以上	人権課

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標			令和3年度の取組内容・事業目標			担当課	
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値				
78	Ⅱ	参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3) 労働条件・環境の整備	④ 庁舎におけるダイバーシティ対策に関する情報の発信	○	LGBTの象徴とされるレインボーフラッグを庁舎内カウンターに設置、パートナーシップ宣誓制度周知ポスターを作成し、市内自治会長や企業等に広く配布した	LGBTをはじめとしたマイノリティに対し、理解ある市役所であることを広報やポスター等で周知する。	広報掲載	2回以上	LGBTをはじめとしたマイノリティに対し、理解ある市役所であることを広報やポスター等で周知する。	広報掲載	2回以上	人権課
79	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	① 農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施	×	令和2年国勢調査で把握	令和2年国勢調査で把握	-	-	令和2年国勢調査結果の分析	-	-	産業政策課
80	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	① 農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施	○	農林業センサスデータで把握	農林業センサスデータで把握		随時	農林業センサスデータで把握		随時	農林水産課
81	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	② 男女共同参画に関する学習機会の提供	○	広報、ホームページ等で市が実施する男女共同参画セミナーを周知した。	男女共同参画セミナーを周知する。	情報発信	1回以上	男女共同参画セミナーを周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
82	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	② 男女共同参画に関する学習機会の提供	△	アグリディセミナー(9/1、5名) アグリディシンポジウム(12/2、1名) かがわ農水産物商談会事前セミナー(1/20、2名) かがわ農水産物商談会(1/28、2名)	各種研修会・講習会への参加	参加者数	延べ20名	各種研修会・講習会への参加	参加者数	延べ20名	農林水産課
83	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	③ 農山漁村女性リーダーの育成	△	次世代の農業をリードするアグリディ活動展(2/26～28、2名)	各種リーダー研修会・講習会への参加	参加者数	延べ5名	各種リーダー研修会・講習会への参加	参加者数	延べ5名	農林水産課
84	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	④ 漁協女性部に対する各種行事への参加呼びかけ	○	三崎女性部(コロナのため中止)だが、制度改正の周知は別途行った。	女性部が結成されている漁協に対し、女性が主となる行事への参加を呼びかけ参加していただいている。	制度改正の周知	随時	女性部が結成されている漁協に対し、女性が主となる行事への参加を呼びかける	制度改正の周知	随時	農林水産課
85	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	① 専門家による経営等への指導、助言	○	よる支援拠点や商工会による経営相談窓口をHP、広報誌、企業・創業支援ポータルサイト等で周知した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
86	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	② パートナーシップ経営の確立	○	家族経営協定の締結(2経営体)	家族経営協定締結の推進	家族経営協定	1経営体	家族経営協定締結の推進	家族経営協定	1経営体	農林水産課
87	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	③ 家族経営協定などを活用した営農活動の充実	○	家族経営協定の締結(2経営体) 令和2年度 79経営体	家族経営協定締結の推進	家族経営協定	1経営体	家族経営協定締結の推進	家族経営協定	1経営体	農林水産課
88	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	④ 経営の多角化に向けた女性起業活動の促進	×	農業女子交流会(コロナのため中止)	各種交流会への参加	参加者数	延べ20名	各種交流会への参加	参加者数	延べ20名	農林水産課
89	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	⑤ 地域の方針決定過程への女性登用支援	○	人・農地プラン検討会に女性委員の起用(4名、コロナのため書面開催)	人・農地プラン検討会に女性委員の起用	女性委員	4名	人・農地プラン検討会に女性委員の起用	女性委員	4名	農林水産課
90	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	⑥ 女性の認定農業者への誘導の推進	△	アグリディシンポジウム(12/2、1名)	各種研修会・講習会への参加	参加者数	5名	各種研修会・講習会への参加	参加者数	5名	農林水産課
91	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	① 女性起業グループなどの交流促進	○	みとよ若嫁ファーム活動を年間7回行った。(実施日:6/26、7/13、9/1、9/16、11/16、1/20、1/28)	みとよ若嫁ファーム活動	活動支援	随時	みとよ若嫁ファーム活動	活動支援	随時	農林水産課
92	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	② 集落営農や消費者交流活動の取り組み支援	○	生活研究グループで地元産農産物を活用したレシピを考案・PR	生活研究グループ活動	活動支援	随時	生活研究グループ活動	活動支援	随時	農林水産課
93	Ⅱ	参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	③ むらの技能伝承士等の活用による技術の伝承支援	○	小学校や地域の行事で農産物の収穫体験や郷土料理やものづくりなどの技術伝承を実施。 ・収穫体験(ブドウ:高瀬町5小学校9/7～10) ・(薬用作物活用レシピ:生活研究グループ8～9月に町ごとに活動、10/2試食会実施)	小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術伝承を実施	活動支援	随時	小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術伝承を実施	活動支援	随時	農林水産課
94	Ⅲ	自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	本庁及び各支所、市内施設において、毎月1回人権擁護委員による人権相談を実施。広報等でも周知を行った。	人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介。	HP更新回数	2回以上	人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介。	HP更新回数	2回以上	人権課
95	Ⅲ	自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施した(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月・6月は開催中止になった。)	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施する。	毎月開催(コロナ感染症対策のため中止の場合がある。)	7箇所×基本毎月	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施する。	毎月開催(コロナ感染症対策のため中止の場合がある。)	7箇所×基本毎月	総務課
96	Ⅲ	自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	民生委員児童委員がおおむね月1回、心配事相談を各支所単位で実施。コロナ禍で実施が困難な時もあったが、おおむね開催できた。	民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施	相談事業	毎月1回以上	民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施	相談事業	毎月1回以上	福祉課
97	Ⅲ	自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	② 公的年金制度の周知・加入促進	○	パンフレット・ポスター・「広報みとよ(毎月掲載)」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内。	パンフレット・ポスター・「広報みとよ」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内。	広報掲載	6回	パンフレット・ポスター・「広報みとよ」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内。	広報掲載	6回	市民課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課				
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値					
98	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	◎	健康づくりに関する情報提供	・広報みとよへの掲載 ・防災無線 ・チラシ配布 ・ホームページ更新 ・対象者への案内通知	・検診開始前及び期間中にHP更新 ・その他周知	2回以上 1回以上	・広報みとよへの掲載 ・防災無線 ・チラシ配布 ・ホームページ更新 ・対象者への案内通知	・検診開始前及び期間中にHP更新 ・その他周知	2回以上 1回以上	健康課	
99	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	○	隣保館相談業務の推進	生活相談等を隣保館職員が随時対応している。また、隣保館職員相談員研修等各種研修を積極的に受講した(リモート含む)	職業相談や健康相談の継続的な実施、隣保館職員のスキルアップのための研修の受講呼びかけ。	相談業務の研修参加	1名×3館	職業相談や健康相談の継続的な実施、隣保館職員のスキルアップのための研修の受講呼びかけ。	相談業務の研修参加	1名×3館	人権課
100	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	△	認知症の方や家族の方の場づくり	・認知症カフェを認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが気兼ねなく相談できる場として市内7ヶ所毎月1回実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、ほとんど中止。1ヶ所のみ、10月から5回開催し、参加者数は25人であった。 ・認知症の本人、家族の会を1回開催。認知症の本人同士の交流や家族同士の情報交換を行った。	・認知症カフェを認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが気兼ねなく相談できる場として市内7ヶ所毎月1回開催する。 ・認知症の本人、家族の会を開催。認知症の本人同士の交流や家族同士の情報交換などを行う。	認知症カフェの実施 毎月7回(市内7ヶ所1回ずつ)	・認知症カフェを認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが気兼ねなく相談できる場として市内5ヶ所毎月1回開催。 ・認知症の本人、家族の会を開催。認知症の本人同士の交流や家族同士の情報交換などを行う。	認知症カフェの実施 毎月5回(市内5ヶ所1回ずつ) 年4~5回実施	介護保険課		
101	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	ひとり暮らし高齢者との連絡・確認網の整備	災害時要援護者登録台帳の作成、更新。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施。	災害時要援護者登録台帳の作成、更新。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施。	災害時要援護者の確認	年1回以上	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成、更新。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施。	避難行動要支援者名簿登録者の確認	年1回以上	福祉課
102	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	ボランティア活動や老人クラブ活動への参加促進	外部からの助成金を活用し、老人クラブで新たな見守り組織の結成ならびに居場所づくりに取り組み、活動を開始できた。 令和2年度ボランティア登録者数 4,386人	友愛訪問や居場所づくり活動の推進と加入促進活動のためのしゅくみを活用する。	理事会・役員会での呼びかけ	年1回以上	友愛訪問や居場所づくり、奉仕活動について、新型コロナウイルス禍でも継続して行えるよう、資料の提供や環境整備などを行う。	理事会・役員会での呼びかけ	年1回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
103	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	高齢者の学習機会の充実	新型コロナウイルス禍であったが、DVD録画による老人クラブ単位クラブ活動発表や、オンライン配信を活用した県域での研修の実施を初めて試みるなど、学びの機会を継続して提供できた。	老人クラブ会員向けの研修会の開催	研修会	年1回以上	老人クラブ会員向けの研修会の開催	研修会	年1回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
104	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	子どもとの世代間交流の推進	新型コロナウイルス禍であり、規模縮小や中止もあったが、対策をとりながら地区社協および老人クラブにより、地域の学校や保育所等で「伝承事業」や「交流活動」が継続して行った。	地区社協や老人クラブでの地域活動への参加	地域交流活動	24か所	地区社協や老人クラブでの地域活動への参加	地域交流活動	24か所	福祉課 (社会福祉協議会)
105	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	社会全体で介護を支える体制づくりの推進	新型コロナウイルス禍であり、以前と同じ取り組みが難しい中、新しい取り組みでのサロン運営を模索しながら実施し、介護予防の取り組みの一助となった。	サロン活動の支援と推進を図る	助成金交付	160団体	新型コロナウイルス禍でも継続して行えるよう、様々な情報提供や相談、助成金による活動支援を行う	助成金交付	160団体	福祉課 (社会福祉協議会)
106	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	高齢者の生きがい対策(シルバー人材センター事業の紹介)	各種ツールを活用し高齢者いきいき案内所の推進、情報提供を行った。傾聴ボランティア養成講座を共催し世代をつなぐ地域活動に繋がった。	高齢者を対象に傾聴ボランティア養成講座の共催により、活動者を推進	講座開設	20名	高齢者を対象に、いきいき案内所講座の共催により、生きがい活動や地域での活動を推進するとともに地域の情報提供をする。	講座開設	20名	福祉課 (社会福祉協議会)
107	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の充実	新型コロナウイルス禍であり、規模縮小や中止もあったが、対策をとりながら老人クラブでのスポーツ大会、ベタンク大会、GG大会などが開催された。	老人クラブ主催スポーツ大会等の実施	スポーツ大会の開催	7回	老人クラブ主催スポーツ大会等の実施	スポーツ大会の開催	7回	福祉課 (社会福祉協議会)
108	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	ひとり暮らし高齢者等への地域支え合い支援の周知	広報しちふくへの掲載や、民生委員・児童委員への事業協力依頼等により、緊急情報キットの新規登録に繋がった。	広報しちふくへの掲載や民生委員児童委員協力による緊急情報キット設置に向けた啓発の実施。	年度当初での周知活動	1回	広報紙への掲載や民生委員児童委員協力による緊急情報キット設置に向けた啓発の実施。	年度当初での周知活動	1回	福祉課 (社会福祉協議会)
109	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	コミュニティバスの充実による移動手段の確保	・財田観音寺線を琴平町まで延伸し、通院等の利便性を向上 ・バリアフリー対応車両2台の更新を行った。	・財田観音寺線を琴平町まで延伸し通学、通院等に係る利便性の充実を図る。 ・車両更新計画に沿ってバリアフリー対応車両を2台を更新予定	-	-	・コミュニティバスのデジタル化に取り組み、年齢を問わずバスを利用しやすい環境づくりを行う。	-	-	交通政策課
110	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	三豊市地域包括支援センターの充実と利用促進	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるよう支援する。相談件数延べ2342件。	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるよう支援する。総合相談支援を実施する。	高齢者あんしん相談の実施	毎月7回(市内7ヶ所1回ずつ)	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるよう支援する。	高齢者あんしん相談の実施 毎月7回(市内7ヶ所)随時対応	介護保険課	
111	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	○	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導(学校・保育所ほか)	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導実施件数:10件	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導	10件	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導	10件	建築住宅課
112	Ⅲ	自立の支援	7	一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	○	地域活動支援センターなど自立支援事業の拡充	市内外の地域活動支援センターの相談員及び事業所と連携を取って、スムーズな支援に努めた。	地域で開催する自立支援協議会が中心となり関係機関と連携を図り支援を行う。	運営会議、本会議で協議	毎月	地域で開催する自立支援協議会が中心となり関係機関と連携を図り支援を行う。	運営会議、本会議で協議	毎月	福祉課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
113	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	② 障がい福祉サービスの充実	○	令和2年8月に三豊市に障害福祉サービス事業所が1か所開設されました。新型コロナウイルス対策を実施しながら、利用者のニーズにこたえるべく福祉サービスの安定した提供に努めた。	障害福祉サービス事業所の充実を図ることにより、障害者が必要としているサービスを提供し安定した生活を確保する。	障害福祉サービス事業所の開設	1事業所	障害福祉サービス事業所の充実を図ることにより、障害者が必要としているサービスを提供し安定した生活を確保する。	障害福祉サービス事業所の開設	1事業所	福祉課
114	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	③ 地域生活支援事業の充実	○	障がい者の外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施した。	障害者のニーズに答えられるよう外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施する。	地域生活支援事業、事業所の増設	1事業所	障害者のニーズに答えられるよう外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施する。	日中一時支援事業の活性化を図る	要綱の改正	福祉課
115	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	④ 障がい者への地域移行支援の充実	△	自立支援協議会に精神保健福祉部会を設置し関係機関出席のもと地域移行地域定着支援の充実に向けて協議を行っている。	関係機関が連携体制を構築し、精神障害者の地域移行支援を推進する。	地域移行、地域定着支援	2名	自立支援協議会、精神保健福祉部会が中心となり関係機関と連携し、病院訪問、普及啓発等を実施していく。	地域移行、地域定着支援	2名	福祉課
116	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑤ 福祉ボランティアによる支援体制の推進	○	「障害者が住み慣れた地域で暮らせるために必要なこと」と題したスキルアップ研修を行った。	ボランティアに対するスキルアップ研修を開催し、啓発に努める。	研修会	1回 30名	福祉ボランティアのきつかけづくり的な講座を行うことでボランティア活動参加への動機づけと担い手確保を行う。	ふくしセミナー開催	市内7会場140名(20名×7会場)	福祉課(社会福祉協議会)
117	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑥ 障がい者や介護者に対する分かりやすい情報提供の実施	○	広報誌へ掲載、更にホームページを大幅リニューアルし障がい者や介護者に対して地域の身近な情報提供を行った。また、社協職員が地域に向き寄りごと等を聞く体制を整えた。	広報誌やホームページの充実を図るとともに社協職員によるふくし相談を実施する。	広報等掲載ふくし相談	年1回 毎月開催	年4回発行の広報誌に1回以上は掲載するとともに社協職員の地域出張相談会「社協ふくし相談」を実施する。	広報等掲載ふくし相談	・年4回発行する広報誌に1回以上掲載 ・毎月開催	福祉課(社会福祉協議会)
118	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑤ 「心のバリアフリー」の推進	○	心のバリアフリーのパンフレットを関係機関に配布し、障害のある人の特性、手話についての周知啓発を行った。	障害者が障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑にとれるような環境の整備を図る。	啓発用パンフレットの作成	2000部	障害者が障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑にとれるような環境の整備を図る。	手話ハンドブックの作成	500部	福祉課
119	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑥ 障がい者に優しい施設的设计について審査・指導(学校・保育所ほか)	○	障がい者に優しい施設的设计について審査・指導実施件数:10件	障がい者に優しい施設的设计について審査・指導	審査・指導	10件	障がい者に優しい施設的设计について審査・指導	審査・指導	10件	建築住宅課
120	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	① 子育てや就職に関する相談・情報提供機能の充実	○	子育てや世代包括支援センター「なないろ」と協力し、児童扶養手当の現況届提出の際に子育てや生活の不安に関するアンケート調査を実施。相談内容に応じて関係機関へつないだ。	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努めている。随時相談があれば対応しており、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行っている。	-	-	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には、アンケートを実施し聞き取りを行う。	-	-	子育て支援課
121	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	② 職業訓練や職場適応訓練の実施などの就業支援体制の充実	○	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努めた。随時相談があれば対応しており、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行った。	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努めている。随時相談があれば対応しており、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行っている。	-	-	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行う。	-	-	子育て支援課
122	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	③ 子育て支援の充実	○	「ひとり親家庭子育て支援事業補助金」として、ファミサポ事業利用料の一部助成を行った。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	「ひとり親家庭子育て支援事業」として、ファミサポ事業の利用料一部助成を継続。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	-	-	市独自の子育て支援として、「ひとり親家庭子育て支援事業」を継続的に実施する。ファミサポ事業の利用料一部助成を継続。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	-	-	子育て支援課
123	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	④ 各種助成金・給付金事業等の周知	○	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、広報やホームページで広く周知することに努めた。住基の異動から対象者と推定される方には、勧奨通知を送付し、制度周知に努めた。	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、これまで同様に広く周知することに努める。	-	-	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、広報やホームページで広く周知することに努める。住基の異動から対象者と推定される方には、勧奨通知を送付する。	-	-	子育て支援課
124	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	⑤ 子どもの貧困に関する支援	○	子どもの貧困対策検討委員会を開催し、三豊市各部署の対策について情報共有を行うとともに、令和2年度から始まった子ども居場所づくり事業について、委託先の三豊市社会福祉協議会より報告を行った。	今年度も貧困対策委員会を開催し、各課の取り組みをまとめ進捗状況を報告し、委員に理解を求め、今後の貧困対策における課題も話し合う。	-	-	今年度も貧困対策委員会を開催し、各課の取り組みをまとめ進捗状況を報告し、委員に理解を求め、今後の貧困対策における課題も話し合う。	-	-	子育て支援課
125	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	① 健康相談や健康教室等の相談窓口及び健康診査の充実	○	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催数は前年度と比較して減少したが、感染予防対策も徹底しながら、できる限り、各地区で毎月1回、健康相談を実施 ・特定健康診査の結果により、生活習慣病予備軍の人を対象とし、集団指導の密をさけるために、教室ではなく生活習慣病予防のために必要な知識の普及啓発のチラシを郵送 ・おおむね40～74歳の市民を対象に健康運動講座「脂肪とれとれ教室」を実施する。	1. 各地区で毎月1回、健康相談を実施し、生活習慣病の発症、重症化予防を含めた健康教育を行う。 2. 健康教室の実施	1. 各地区健康相談回数 2. 生活習慣病予防教室の実施回数 ・脂肪とれとれ教室実施回数	12回 3回 10回	1. 各地区で毎月1回、健康相談を実施し、生活習慣病の発症、重症化予防を含めた健康教育を行う。 2. 健康教室の実施	1. 各地区健康相談回数 2. 生活習慣病予防教室の実施回数 ・脂肪とれとれ教室実施回数	12回 3回 10回	健康課



No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課			
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値				
126	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	△	子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症等、女性特有の疾患の予防活動の充実 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、女性がん検診(集団検診)は中止したため、休日の検診及び託児実施回数は目標値を達成できなかった。 20歳以上の子宮頸がん検診受診率 13.7% 40歳以上の乳がん検診受診率 11.1%	・成人式で子宮頸がん検診普及啓発チラシ入りポケットティッシュを配布(550個) ・市内の子育て支援センター等で女性の健康週間イベント実施(3カ所) ・女性の健康について広報掲載(3月号) ・女性がん検診、がん検診を休日実施する ・女性がん検診会場で託児を開設する ・成人式で子宮頸がん予防啓発チラシを配布する ・女性の健康に関する取り組み	・休日の検診回数 8回 ・託児実施回数 7回 ・リーフレット配布数 600部 ・広報みとよ3月号掲載 1回 ・女性の健康週間イベント回数 3回	・女性がん検診を休日に実施する ・女性がん検診会場で託児を開設する ・子宮頸がん検診普及啓発ポスター掲示 ・成人式で子宮頸がん普及啓発チラシ入りポケットティッシュを配布する ・女性の健康に関する取り組み	・休日の検診回数 3回 ・託児実施回数 7回 ・ポスター掲示 17カ所 ・ポケットティッシュ配布数 500個 ・広報みとよ3月号掲載 1回 ・女性の健康週間イベント回数 4回	健康課		
127	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	△	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団検診を中止し、医療機関検診のみ実施した。そのため、各種健康診査の目標値を達成できなかった。 特定検診受診率 24.2% ・成人式で子宮頸がん検診普及啓発チラシ入りポケットティッシュを配布(550個) ・若年健康診査については、集団検診が中止となり、特定健康診査のプレ健診としてスマホドックを周知。受診率13.5% ・粟島での特定健康診査・がん検診の実施(各種健康診査 1回ずつ)	・成人式で子宮頸がん検診の受診勧奨チラシ入りティッシュの配布 ・若年健康診査の実施 ・集団の特定健診における結核・肺がん検診の同時実施 ・粟島での健康診査、がん検診の実施	・ティッシュの配布数 600個 ・若年健康診査の受診率 20% ・特定健診と結核・肺がん検診の同時実施回数 25回 ・栗島での健康診査・がん検診実施回数 1回ずつ	-	-	健康課		
128	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	○	・改正健康増進法の全面施行、世界禁煙デーにあわせて広報に掲載(4.5月号) ・HPの受動喫煙防止ページの内容を更新 ・世界禁煙デー、受動喫煙に関するポスターを本庁、各支所、保健センター等に掲示 ・適正な飲酒量について広報に掲載(12月号)	・改正健康増進法の全面施行、世界禁煙デーにあわせて、受動喫煙対策、たばこによる健康被害についてHPや広報にて周知。	4.5月号の広報に掲載 2回 HP更新 1回以上	・世界禁煙デーにあわせて、受動喫煙対策、たばこによる健康被害についてHPや広報、ポスター掲示にて周知 ・アルコールとの適正量について広報に掲載	広報に掲載 1回 HP更新 1回以上	健康課		
129	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	○	スポーツ推進委員42名中、16名(38%)が女性委員であり、各種行事に参加している。また、役員にも女性委員3名が就いている(副委員長2名、理事1名)。 ※R3.3.31現在	更なる女性のスポーツ推進委員の増加を図り、会合や行事への積極的な参加を推進する。	-	-	女性委員及び役員の増加を図るとともに、会合や行事・研修への積極的な参加を推進する。	-	スポーツ振興課	
130	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	○	新型コロナウイルス感染防止のため、定員を減らし時間を短縮し、年4回両親学級を開催(感染拡大に伴い1回中止)し、43組83名の参加があった。病院ではマタニティ教室開催が中止されていることもあり貴重な機会となる。夫婦で子どもを迎える準備ができる内容とした。	新型コロナウイルスの関係で中止している。参加人数を少なくして開催を目指す。	-	-	年間5回の開催で60組の夫婦へ赤ちゃんを迎える準備について伝える。必要時は個別に両親学級を実施。	5回/年	子育て支援課	
131	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	○	個別医療機関に委託し、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診・乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査、2歳児歯科健診、各種予防接種を行った。直営で乳幼児集団健康診査・相談を開催。コロナ禍で一時的に受診控えはあったが年間では受診率は下がっていない。	個別医療機関に委託し、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診・乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査、2歳児歯科健診、各種予防接種を行う。直営で乳幼児集団健康診査・各種健康教室・保健育児相談を実施する。	-	-	個別医療機関に委託し、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診・乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査、2歳児歯科健診、各種予防接種を行う。直営で乳幼児集団健康診査・各種健康教室・保健育児相談を実施する。	-	子育て支援課	
132	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	○	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報掲載	毎月	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報掲載	毎月	福祉課
133	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	△	保健師2名と社会福祉士1名の体制で、随時の電話対応や訪問相談など個々にあった支援でメンタル面の支援を実施。(コロナの影響で、年24回の内12回中止。)	保健師2名と社会福祉士1名の体制で、随時の電話対応や訪問相談など個々にあった支援でメンタル面の支援を実施。	心の相談の実施	毎月2回	保健師2名と社会福祉士1名の体制で、随時の電話対応や訪問相談など個々にあった支援でメンタル面の支援を実施。	心の相談の実施	毎月2回	福祉課
134	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	○	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行った。妊娠前から支援が必要な妊婦とパートナーには個別に両親学級を実施し、妊娠前から父へ関わるケースが増えている。	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行う。妊娠前から支援が必要な妊婦とパートナーには個別に両親学級を実施。	妊娠届出時の保健指導 300件 個別対応両親学級 3件	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行う。妊娠前から支援が必要な妊婦とパートナーには個別に支援。	妊娠届出時の保健指導 320件 父親にも支援するケース 10件	子育て支援課		
135	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	△	乳幼児全戸訪問時に全ての産婦へ受胎調節について説明を行った。成人式での性感染症予防・避妊についての啓発は出来ていない。	成人式の機会に成人を迎える男女に周知啓発予定。	啓発回数	1回	乳幼児全戸訪問時に全ての産婦へ受胎調節について説明を行う。	受胎調節について説明する産婦 330件	子育て支援課	
136	Ⅲ	自立の支援	8	生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	○	相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載した。また途中制度改正もあった為、関係医療機関へも周知も行った	相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。	-	-	相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。	-	子育て支援課	

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標			令和3年度の取組内容・事業目標			担当課	
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値				
137	Ⅲ	自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	④ 家庭での性指導や思春期の教育に関する保護者への教育・相談の充実	○	授業と連携した学校だよりの発行やSC, SSW等による相談活動を推進した。	学校での取り組みの学校だよりの発行。養護教諭、SC,SSWによる相談活動や関係機関の紹介。	学校だよりの掲載	年間2回以上	学校での取り組みの学校だよりの発行。養護教諭、SC,SSWによる相談活動や関係機関の紹介。	学校だよりの掲載	年間2回以上	学校教育課
138	Ⅲ	自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	⑤ 「生命と性」に関する教育の推進	○	養護教諭や担任による性教育を実施している。	医師や助産師等の特別講師を招いた講演会や養護教諭による保健の授業の実施。	講演会または授業	年間1回以上	医師や助産師等の特別講師を招いた講演会や養護教諭による保健の授業の実施。	講演会または授業	年間1回以上	学校教育課
139	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(1) 男女の人権尊重に関する啓発活動の推進	① 広報・啓発活動の推進	×	新型コロナウイルスの感染拡大により、講演会は中止した。	人権・同和問題講演会の実施。	講演会参加者数	600人	人権・同和問題講演会の実施。	講演会参加者数	600人	人権課
140	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	① 市の刊行物における女性の人権を侵害する表現の排除	○	女性に対する偏見的な内容になっていないか、全庁をとおして男女共同参画の視点に立った表現を意識づけている。	引き続き、女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	随時		引き続き、女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	随時		全庁各課
141	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	② 学校・家庭・地域社会が連携した性に関する有害環境浄化活動の推進	◎	令和2年度は3582個の回収状況である。毎月、地区別に回収し、処分を続けている。	毎月、地区別に回収し、処分する。	有害物回収	月1回	旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	有害物回収	月1回	少年育成センター
142	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進	○	ホームページ・広報紙などの掲載内容については、男女の役割分担意識を平等に表現できているか、男女共同参画の視点で、原稿から校正まで課内の編集会議でチェックしている。	掲載内容については、随時チェックを実施する。	-	-	掲載内容については、随時チェックを実施する。	-	-	秘書課
143	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(3) インターネット等における男女の人権尊重	① メディアを正しく読みとるための情報教育の充実	○	児童・生徒を対象とした講演会や授業を実施した。	メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や講演会・研修会の実施	講演会または授業	年間1回以上	メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や講演会・研修会の実施	講演会または授業	年間1回以上	学校教育課
144	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(3) インターネット等における男女の人権尊重	② インターネット等における男女の人権尊重の普及・啓発	○	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施。月2回以上実施できた。	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。	差別書き込みの監視回数	月2回以上	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。国・県等の情報をホームページで周知する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	差別書き込みの監視回数 ホームページ更新	月2回以上 年1回以上	人権課
145	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	① 国際交流活動の促進・国際理解活動への協力	×	コロナ禍により未実施	季節のイベント等を通じた交流会を実施し、互いの文化を理解し、国際感覚を養う。	交流会	3回	季節のイベント等を通じた交流会を実施し、互いの文化を理解し、国際感覚を養う。	交流会	3回	産業政策課
146	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	② 海外派遣事業についての情報収集、提供	×	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海外派遣事業を実施することができなかった。	中学生を対象とした海外派遣事業の実施。	派遣事業	米国1回 韓国1回	オンライン等を活用した海外との交流活動の実施。	授業または課外活動	年1回以上	学校教育課
147	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	③ 外国人向け文化体験講座の開催	×	コロナ禍により未実施	文化体験講座の開催	講座	10回	文化体験講座の開催	講座	10回	産業政策課
148	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	④ 外国人に対する相談窓口の周知(人権関係)	○	外国人に対する相談窓口を周知した。	相談窓口を周知する。	情報発信	1回以上	相談窓口を周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
149	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	① 庁舎内における理解の推進	○	多様な性に配慮した職員業務ガイドラインを作成し、人権政策推進本部研究部会の研修後、全職員へ周知。	多様な性に配慮した職員業務ガイドラインの作成・周知 庁内研修の実施	研修実施回数	1回	当事者団体を交えた研修会・座談会の実施	研修等実施回数	2回	人権課
150	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	② LGBTへの理解促進	△	コロナ禍のため講演会は実施できなかったが、当事者団体及びパートナーシップ宣誓制度導入時の関係各課との意見交換会を令和3年3月15日(月)に開催し、ファミリーシップ制度等について討議した。	LGBT啓発講演会、意見交換会を実施する。	講演会・意見交換会実施回数	各1回	LGBT啓発講演会の実施。	講演会実施回数	1回	人権課
151	Ⅳ	人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	③ パートナーシップにおける性の多様性への理解促進	○	三豊市パートナーシップ宣誓制度に1組が申請を行った。パートナーシップ宣誓制度への理解促進のためのポスターを作成。(全自治体他約1500枚配布)	性的マイノリティへの理解促進のためのポスターを作成。	ポスター配布数	500枚以上	性的マイノリティへの理解促進のためのポスターを作成。	ポスター配布数	1000枚以上	人権課
152	Ⅳ	人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	① 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知	○	広報みとよ6月号・11月号「目指せ男女共同参画社会」にて、内容の周知、女性に対する暴力をなくす運動期間のポスター、チラシの配布を行った。	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	人権課
153	Ⅳ	人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	① 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知	○	女性センター等のDV関連リーフレットを窓口に設置し、周知・啓発に努めた。外国籍の対象者へ向けて多言語のリーフレットも設置した。	女性センターDV関連リーフレット(多言語)を窓口に設置し、外国籍の対象者への周知にも努める。	リーフレット・カード配布数	窓口用100枚	女性センターDV関連リーフレットを窓口に設置し、周知する。	リーフレット・カード配布数	窓口用100枚	子育て支援課
154	Ⅳ	人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	② 被害者からの相談体制の周知	○	広報みとよ6月号・11月号「目指せ男女共同参画社会」、ホームページで国や県、市の相談窓口の周知を行った。	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	人権課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課				
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値					
155	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	◎	若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進	性に対する適切な態度や行動を育成するために、保健体育や道徳の授業を実施した。	保健体育や道徳の授業を通じた性に対する適切な態度や行動の育成。関係機関と連携した啓発活動の実施。	授業及び啓発活動	年間1回以上	保健体育や道徳の授業を通じた性に対する適切な態度や行動の育成。関係機関と連携した啓発活動の実施。	授業及び啓発活動	年間1回以上	学校教育課
156	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	○	若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、デートDVや相談窓口をHP等に掲載。コロナ禍のため県主催のDV予防啓発講演会は実施されなかった。	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、デートDVや相談窓口をHP等に掲載。市内施設に県主催のDV予防啓発講演会を周知し、意識啓発を図る。	HP掲載	11月に1回更新	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、デートDVや相談窓口をHP等に掲載。市内施設に県主催のDV予防啓発講演会を周知し、意識啓発を図る。	HP掲載	11月に1回更新	人権課
157	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	△	人権110番など電話相談の普及・啓発	女性の人権強化週間ホットライン等について、広報みとよ11月号で周知した。	子どもの人権110番、女性の人権強化週間ホットライン等について、広報誌等で周知する。	広報みとよ掲載回数	2回以上	子どもの人権110番、女性の人権強化週間ホットライン等について、広報誌等で周知する。	広報みとよ掲載回数	2回以上	人権課
158	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	△	市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実	相談窓口の一覧が掲載されている「第3次三豊市男女共同参画プラン」のチラシを窓口に設置及び、広報やホームページにて広く周知。	相談窓口の一覧のリーフレット配布、広報やホームページにて広く周知する。	リーフレット等配布数	1,000枚	相談窓口の一覧のリーフレット配布、広報やホームページにて広く周知する。	「第3次三豊市男女共同参画プラン」のチラシ等配布数	1000枚	人権課
159	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	○	市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実	連絡、相談を受ける窓口として三豊市相談相談ダイヤルを設け、関係機関と連携を図りながら、ケースに応じた対応・支援を行った。	日ごろから関係機関との情報共有に努め、連携による迅速で適切な対応を図っていく。	-	-	関係機関との連携により、ケースに応じた迅速で適切な対応を図る。	-	-	子育て支援課
160	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	○	被害者からの相談体制の整備	三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、本人の意向を確認しながら、継続的な支援・対応を行った。	三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、適時適切な対応・支援を実施していく。	-	-	三豊市相談ダイヤルでの電話相談体制を継続。ケースにより関係機関と連携を図りながら、適時適切な対応・支援を実施する。	-	-	子育て支援課
161	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	○	男性被害者への支援の充実	相談による助言等の支援を実施している。配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす香川県子ども・女性相談センターでの実際の援助や支援につながるよう連携を図り対応している。(相談対応0件)	配偶者暴力相談センターでの実際の援助や支援につながるよう、香川県子ども・女性相談センターとの連携を図っていく。	-	-	配偶者暴力相談センターでの実際の援助や支援につながるよう、香川県子ども・女性相談センターとの連携を図る。	-	-	子育て支援課
162	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	○	早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進	DV防止法に規定されている通報に関する規定について、ホームページにて周知。	通報義務の規定の詳細について、広報等を使って市民に周知する。	HP掲載	11月に1回更新	通報義務の規定の詳細について、広報等を使って市民に周知する。	HP掲載	11月に1回更新	人権課
163	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	△	早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進	新型コロナウイルス感染防止のため、街頭キャンペーンでの啓発活動を中止し、リーフレットとDV相談電話カードによる周知・啓発を行った。	リーフレット等による周知、啓発に引き続き努める。DV相談窓口の周知を行うカードの設置箇所を増やしていく。	カード設置箇所	5か所以上増設	イベントや街頭キャンペーン時に、リーフレットやカードを配布し、広く市民に啓発を行う。	カード設置箇所	5か所以上増設	子育て支援課
164	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	×	市職員のハラスメント等に関する研修の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初計画していた研修については外部講師を招いた研修を実施しなかった。	あらゆるハラスメントに対する認識を深め、防止と対策を図るため研修を行う。	ハラスメント研修	2回	あらゆるハラスメントに対する認識を深め、防止と対策を図るため研修を行う。	ハラスメント研修	2回程度	人事課
165	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	○	ハラスメント防止に向けた広報・啓発	広報みとよ9月号・11月号にハラスメント対策等についての記事を掲載した。	多様なハラスメントについて広報誌に掲載する。	広報掲載	2回以上	多様なハラスメントについて広報誌に掲載する。	広報掲載	1回以上	人権課
166	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	○	市内企業へハラスメントを禁止する規定整備の促進	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて企業・創業支援総合ポータルサイトに掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
167	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	○	虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って実施。(虐待に関する相談件数 延べ125件) 対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携し迅速に対応。	・高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。また、対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携を強化する。	高齢者あんしん相談の実施	毎月7回(市内7カ所1回ずつ)	高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。また、対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携しながら対応する。	高齢者虐待に係る報告書作成	毎月	介護保険課
168	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	○	虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	障害者虐待推進会議を年4回実施し、現状の報告、問題点の洗い出し、今後の対応について協議を行った。	平成25年6月、三豊市障害者虐待防止・対応マニュアルを策定した。周知方法や周知時期については慎重に検討している。	福祉課で障害者虐待推進会議の実施	年4回	平成25年6月、三豊市障害者虐待防止・対応マニュアルを策定した。周知方法や周知時期については慎重に検討している。	福祉課で障害者虐待推進会議の実施	年4回	福祉課
169	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	○	虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	児童対策協議会(実務者会議年3回・ケース会議年45回開催)において、要保護児童への支援や対応について協議を行った。住民や関係機関からの通報や情報提供を基に、キャンペーン活動等を行い、早期発見・早期対応に努めた。	児童対策協議会を中心として、要保護児童及び家庭への支援を行っていく。また、住民や関係機関からの情報提供をもとに、早期発見・早期対応に努め、適切な支援へ繋がるサポートを行っていく。	-	-	児童対策協議会を中心として、要保護児童及び家庭への適切な支援を行っていく。また、住民や関係機関からの情報提供をもとに、早期発見・早期対応に努め、安全確保を優先した迅速な対応を行う。	-	-	子育て支援課
170	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	○	虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	介護サービス事業者協議会、介護支援専門員研修会等にて虐待防止や早期対応に関する勉強会、普及啓発。地域ケア会議を1回、個別ケア会議を1回開催し、処遇困難事例について協議した。成年後見制度利用促進審議会を1回開催。関係機関との連携強化を図った。	介護サービス事業者協議会、介護支援専門員研修会等にて虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発。地域ケア推進会議、個別会議を開催する。	地域ケア推進会議の開催	年1回	介護サービス事業者協議会、介護支援専門員研修会等にて虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発を行う。地域ケア推進会議を1回、随時個別会議を開催する。	虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発地域ケア推進会議 地域ケア個別会議	年1回 年1回 随時	介護保険課

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和2年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和2年度の達成状況		令和2年度の取組内容・事業目標		令和3年度の取組内容・事業目標		担当課						
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値							
171	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4)	児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	②	虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	×	障害者虐待事例検討会の実施は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。	相談支援事業所、香川県障害福祉相談所、三豊警察署等の関係機関との連絡を密にし、虐待の予防と早期対応に努めている。	障害者虐待事例検討会の実施	年1回	相談支援事業所、香川県障害福祉相談所、三豊警察署等の関係機関との連絡を密にし、虐待の予防と早期対応に努めている。	障害者虐待事例検討会の実施	年1回	福祉課
172	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4)	児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	②	虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	◎	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは、協定を締結し、相互連携の強化を図った。	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら連携強化を図っていく。三豊警察署とは、虐待事案に係る連携強化の協定を締結した。	情報共有	随時	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と相互に連携がとれる体制づくりを強化していく。	情報共有	随時	子育て支援課
173	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4)	児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③	児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	三豊市と三豊警察署で、令和2年5月8日に「虐待事案対応の連携強化に関する協定」を結び、連携の強化を図った。三豊市成年後見制度利用促進基本計画に沿って、制度を必要とする人が制度を利用できるように専門職との連携を強化した。また、認知症、知的障害、精神障害等により自らの権利を擁護することが困難となっている人の権利を社会的に擁護し、支援を受けることができるよう制度利用の促進に向けて体制を整備した。	ホームページ、パンフレット等で知識の普及啓発を行う。認知症、知的障害、精神障害等により自らの権利を擁護することが困難となっている人の権利を社会的に擁護し、支援を受けることができるよう成年制度利用の促進に向けて体制を整備する。	ホームページ、広報誌に虐待防止に向けた啓発内容を掲載	7月の広報に掲載	・ホームページ、パンフレット等で知識の普及啓発を行う。 ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画に沿って、制度を必要とする人が制度を利用できるように専門職との連携を強化する。	ホームページ、広報に虐待防止に向けた啓発内容を掲載	ホームページ掲載 7月広報掲載	介護保険課
174	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4)	児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③	児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	虐待防止パンフレットの購入し、関係機関等に配布した。	広報みとよ、メール配信、防災無線、ケーブルテレビで啓発。	虐待防止パンフレットの購入	1000部	広報みとよ、メール配信、防災無線、ホームページで啓発。	広報に掲載(障害者週間)	12月号	福祉課
175	IV	人権の尊重	10	あらゆる暴力の根絶	(4)	児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③	児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	新型コロナウイルス感染防止のため、街頭キャンペーンやイベント時の啓発活動を中止したため、健診等の機会を捉え、リーフレットや啓発資料を配布し啓発を行った。	イベントや街頭キャンペーン時(11月開催)にリーフレットや啓発資料を配布。また広報やHPによる啓発活動も行っていく。	広報、HPへの掲載	2回以上	イベントや街頭キャンペーン時(11月開催)にリーフレットや啓発資料を配布する。また広報やHPにより広く啓発を行う。	広報、HPへの掲載	2回以上	子育て支援課